

## 2 - 3 台湾

### (1) 調査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士課程 青柳由香

本稿は台湾からのカントリーレポートを要約しつつ、必要な範囲で台湾におけるヒアリング、及び入手可能であった参考文献に基づく情報を加えたものである。ヒアリングは2005年12月に台北においてカントリーレポート執筆者である台湾大学謝洋銘教授、台北高等行政法院、及び經濟部知的財産権局に対して行った<sup>1</sup>。

・知的財産権訴訟に関連する紛争解決の司法制度及び行政制度の間の役割の区別について。日本においては、知的財産権事件のほとんどは、司法制度によって解決される。他方、中国では、ほとんどの事件が、行政当局によって解決される。台湾におけるそれぞれの制度の役割について回答されたい。

司法当局が、主として知的財産権訴訟についての責任を負う。これに対し、行政機関は、特許及び商標の有効性についての権限を有している。裁判所における侵害訴訟において、被告が原告の特許の有効性について疑問を抱く場合、被告は經濟部知的財産権局において、特許の取り消し、又は、商標の無効を申し立てなければならない。当事者が行政機関による決定を否定する場合、当該当事者は、行政機関において控訴することが可能である。更に行政機関の決定を争う場合には、同当事者は、行政裁判所に対し行政訴訟を提起することができる。行政裁判権は、行政高等裁判所及び行政最高裁判所の二審からなる。

また著作権については以下の通りである。著作物の著作者は、台湾において1985年以来作品を完成した場合著作権を享受する。管轄裁判所が、著作権侵害の紛争について責任を負うが、他に著作権問題を担当する専門的な機関として、著作権問題を取り扱うために、著作権審査及び和解委員会を設立する（著作権法第82条）。

トレードシークレットの保護のための特別の機関は存在しない。特別の行政法によってトレードシークレットを保護することは必要ではないためである。行政的救済手段に関する特別の規定は存在しない。管轄裁判所が、被害者が、侵害について訴えることを支援することができる。

知的財産権に関する上記の司法上の訴訟制度に加えて、台湾の司法院は、知的財産権問題に関する民事、刑事及び行政訴訟を担当する知的財産権裁判所を設立することを計画している。

なお、ヒアリングによると、裁判地は被告の所在地となるのであるが、行政機関が台北北部に集中しているため裁判管轄が台北高等行政法院に継続するものが多いという。また

---

<sup>1</sup> ヒアリングを実現していただいた謝教授及び徐宏昇弁護士に謝意を示したい。

ヒアリングに際して訪問した経済部知的財産局では、相談受付・申請のためのカウンターなどが整備され、行政をサービスとしてとらえる姿勢が強く感じられた。

・裁判所で執務する裁判官の専門的能力又は特別の技能（例えば、キャリア制度、専門的訓練、技術的技能の補助等）<sup>2</sup>

台湾は以前は日本よりもさらに法曹人口が少ない社会であった。裁判官となるための国家試験（弁護士になるための司法試験とは別の制度）では、特に1970年代末までは100名に満たない人数が合格するのみであった。しかし、1999年に564名の合格者を出したことをピークに、現在ではその状況は改善されてきている。しかし、試験が難しいため、一般に法学部出身者が裁判官となっているといえる。したがって、一般的には、台湾の司法制度における法的教育を理由として、ほとんどの裁判官は、自然科学の背景がない。

大学の中には、法学教育機関に、自然科学や技術的な背景をもった学部卒業生を受け入れる法律プログラムや学際的なプログラムがあるところが増えてきた。

裁判官は、国家試験の合格から裁判官になるまでの間、裁判官教育のための多数の専門的コースのうちの、知的財産権セミナーを利用することができる。研修の1ヶ月後には、経済部知的財産局を含む各種行政機関での一連の実務研修プログラムがある。また、司法院は、毎年、裁判官のために各種セミナーを定期的実施している。知的財産局も、知的財産権侵害の立証に関する研修セミナーを定期的開催している。

さらに、現在検討されている知的財産裁判所に関する法案等は、知的財産権裁判所の裁判官となるための一定の要件を課し、その専門性を担保している。また、知的財産法裁判所法の法案によれば、知的財産法裁判所は、通常の裁判官とは別に技術的審査官を擁することとなる。同審査官は、裁判官の技術的知識を補足することを任務とする。

・裁判所で執務する弁護士の専門的能力、又は、専門的技能の一般的傾向

ヒアリングによると、台湾の弁護士の多くは、法学部又は法学教育機関を卒業した者であり、厳格な資格試験に合格しなければならないという。そのため司法試験以前の段階での非試験科目である知的財産権法分野の知識は手薄であるという。

またロースクールでの通常の法学教育の他に、知的財産権の専門的で長期間に及ぶ教育を提供する大学院のコースがあるロースクールは極わずかである。

資格試験に合格後、弁護士になるための訓練プログラムが存在する。そこでは知的財産権に関するセミナーもある。

弁護士は、様々な学術機関及び実務組織において随時知的財産権に関するセミナーに参加することができる。

知的財産権に関する専門的訓練を強化するために、知的財産局は、国立台湾大学の台湾知的財産権研修アカデミーに、知的財産権専門家研修プログラムを担当させている。この制

---

<sup>2</sup> 台湾における法曹についての参考文献として、鈴木賢「台湾の法曹制度」広瀬清吾編『法曹の比較法社会学』（東京大学出版会、2003年）223頁

度化された研修メカニズムは、弁護士、特許及び商標の代理人、並びに、請負人を対象とする。

・ 裁判所における知的財産権に関する事件のそれぞれの分野ごとの割合：民事事件、刑事事件及び行政事件

台湾における知的財産権に関する事件の大半が、刑事事件であり、平均して 71.6%である。民事事件は最も少ないが、毎年増加しており、1.28%から 2005 年の 15.26%まで増加した。行政訴訟の占める割合も安定的に上昇している。

・ 裁判所における知的財産権の分野別割合

2005 年 10 月までの特許、商標、及び、著作権の事件の総数は、21,011 件である。著作権は 10,034 件、特許は 3,462 件、そして商標は 7,515 件である。それぞれが占める割合は、著作権が 47.76%、特許が 16.47%、商標が 35.77%となっている。

・ IP 訴訟の損害賠償認定方法

台湾における知的財産法の損害賠償の計算方法は、特許法第 85 条・商標法第 63 条・著作権法第 88 条及び営業秘密法第 13 条に明文規定がある。以下の 4 種の計算方法が特許、商標、著作権及び営業秘密が侵害された際に適用される：

- (1) 具体損害計算法
- (2) 差額法
- (3) 総利益法
- (4) 総販売額法

特許実務では総利益法が多く採用されている。但し、まれに裁判所が「差額法」を採用する場合がある。

商標権の侵害による損害賠償の認定は、所受損害と所失利益の判断が難しいため、存在が確認された侵害商品数量が 1500 件に満たない場合若しくはそれに近い数量である場合は、多くの場合販売価格の数倍を賠償額とする計算方法で損害賠償額を決定している。

著作権侵害の損害額の多くがその認定が困難であり、原告は実際の損害若しくは被告の得た利益を挙証することが難しい。多くの裁判所では当事者の要求を総合的に判断・酌量しここの要素を基に賠償額を確定している。

営業秘密侵害時の損害賠償について、実務上の見解は多くが総利益説を採用している。(いずれの分野についてもカントリーレポートにおいて幾つかの判例が紹介されているので、参照されたい。)

## ・ IP の有効性に対する司法管轄権限

### 1. 特許権の有効性の認定

特許権の有効性については行政機関（知的財産局）が先ず処理をし、不服がある場合は司法プロセスにより判断する（行政裁判所）。詳しくは、知的財産局が告発案と取り消し案を審査する。それらの行政決定は行政処分であるため不服がある場合には行政救済が可能で、経済部に訴願を提出できる。訴願決定にも不服がある場合に限り司法プロセスに進み、行政裁判所に取り消しを求める裁判を提訴する。（行政訴訟法第4条第1項）。当事者が取り消しを求める訴訟を提起した場合、行政裁判所は「取消し案」の行政処分を取り消すかどうかに対して判断する。判決で取り消しを言い渡された場合でも、知的財産局は再度要件を審査し決定を下す。

また、特許権侵害訴訟案件は一般の裁判所が管轄する。もし被告が原告の特許権の有効性に疑いがあると感じた場合は知的財産局に告発若しくは該当特許権の取り消しを申し出ることができる。この場合、告発案・取り消し案が確定するまで、裁判所は審判を停止することができる（特許法第90条第1項）。

### 2. 商標権の有効性の認定

商標権の有効性については行政機関（知的財産局）が先ず処理をし、不服がある場合は司法プロセスにより判断する（行政裁判所）。詳しくは、知的財産局が査定案を審査する。それらはすべて行政決定であり、行政処分であるため不服があれば経済部に訴願を提起することで行政救済を提起できる。訴願の結果に不服がある場合に限り司法プロセスに進み、行政裁判所に取り消しを求める訴訟を提訴できる（行政訴訟法第4条第1項）。

### 3. 著作権の有効性の認定

当事者が著作が著作権法の保護要件を満たしているかどうかに関し疑いを持つ場合には、裁判所が具体的に個別案件として認定する。

### 4. 営業秘密の有効性の認定

裁判所が営業秘密の認定に対する最終権限を持っている。

## ・ 商標近似性の判断方法<sup>3</sup>

商標を主管する知的財産局でのヒアリングでは、審査のために導入した独自のコンピューターシステムを見学したが、これにより審査が容易になったということであった。このシステムは以下のような基準に基づいている。

2003年5月28日に交付された改正商標法は、多くの規定に「混淆・誤認の疑い」を要

---

<sup>3</sup> 日本語の文献として、蔡憲明「台湾の商標法における『混同誤認の虞』に関する審査基準」パテント Vol. 58 No. 3 (2005年) 88頁

件として上げている<sup>4</sup>。商標業務を主管する知的財産局が 2004 年に発表した「混淆・誤認の疑い」審査基準は商標が、相似・近似しているかどうか、商品が相当・類似しているかの判断基準を示している。知的財産局は 2 つの商標間で混淆・誤認の疑いがないかを判断するには、8 項目の要素を参考にすべきとしている（カントリーレポートを参照のこと）。要素を総合的に判断し、最終的には混淆・誤認の疑いは市場取引の実際状況に照らし合わせなければならないとされる。

#### ・ IP 保護と関連する注意すべき判決及び法案など

現在台湾では知的財産権制度において大きな動きを見ている。ヒアリングにおいて幾つかの判例・法案の紹介を受けたが、いずれも興味深いものであり、台湾における知財制度の理解に重要な意味があると考えられたので、各法分野について出来るだけ多くの判例・法案をカントリーレポートにあげていただくことにした。

カントリーレポートでは、著作権法についてはインターネット上での著作権の問題である P2P 関連の判決（Ezpeer 案（92 年訴字第 728 号）Kuro 案（92 年訴字第 2146 号））が挙げられている。これらは類似事案でありながらも判決が異なる。いずれも確定判決ではなく、最高裁判決が待たれる。

また、著作権法に関連したフォークロアの分野では、原住民族伝統知的創作保護条例法案が 2005 年 2 月に行政院を通過し、立法院での審議に入った。法案は計 23 条から成り立っており、主な内容としては原住民の知的・創作の定義・保護範囲・権利取得の方法・権利に対する制限及び権利が侵害された際の救済方法などがある。

特許に関して、2005 年 12 月 8 日に克流感（日本名：タミフル）の強制授権処分を下したことが挙げられている。知的財産局は台湾特許法 76 条 1 項の規定により防疫に対する必要性から行政衛生局の申請を受け入れ、衛生局にタミフルを製造する特別許可を与えたものである。

また、特許と公平交易法（日本で言う独占禁止法）の耕作領域では、CD-R 製造に関するパテントプールの事案が挙げられた。本件においてはパテントプールを共同行為として厳格にとらえることはなされなかった。他に特許関連の注意すべき法案として、特許師法、専任参審試行条例がある。

商標法に関して、司法院大法官が行った数少ない解釈のうちの最新のものとして司法院大法官第 594 号解釈が紹介されている。また商標法は 2003 年に修正された点についても、カントリーレポートでは簡単に紹介しているので参照されたい。さらに知的財産局は次回の法修正の際に刑事責任を追加する準備をしている。

#### ・ 日本企業もしくは個人がわが国の IP 訴訟の利害関係者になった場合の注意点

ヒアリングでは台湾における手続法・実体法のそれぞれに注意する点があるとの指摘を受けた。特に、近時は司法改革のための法改正、必要に応じた知的財産制度の法改正が重

---

<sup>4</sup> 例えば 23 条 1 項 13 号など

なっているため、最新の制度に則って訴訟準備が必要であるという。この点を反映して、カントリーレポートでは手続法、実体法それぞれに対して複数の点が挙げられている。

以下では、紹介のため幾つかの論点を挙げる。手続法については以下の通りである。

第1に普通裁判所もしくは行政裁判所へ提訴しなければならないことに注意する必要がある。現行の台湾 IP 関連訴訟制度によると、民事・刑事責任の部分に関しては普通裁判所が審理し、特許権もしくは商標権の有効性に疑いがある場合には知的財産局に対して特許の取り消しを検挙、もしくは商標の無効を申請することができる。知的財産局の処分不服な場合、訴願後行政裁判所に行政救済訴訟を提起することができる。

第2に、民事訴訟法上では「集中審理」制度と「第三審律師（弁護士）強制代理」制度に注意する必要がある。民事訴訟に関しては、台湾の学会では最近集中審理主義による訴訟の迅速な進行が唱えられており、台湾司法院は2002年11月27日に「民事訴訟集中審理程序参考要点」を發布した。

第3に、刑事訴訟法中の「交互詰問」・「証拠保全」・「自訴の律師（弁護士）強制代理」に注意する必要がある。台湾では特許法中の特許侵害に対する刑事責任を廃除したため、商標権と著作権に関してのみ刑事訴訟法が適応される余地がある。

第4に、行政訴訟上での「二級二審制」と「取消し訴訟の訴願前置主義」に注意する必要がある。行政訴訟に関しては、台湾行政裁判所が二級二審制を採用していることに注意する。

実体法上、以下の点に注意が必要である。

まず、台湾が2002年1月1日付でWTOに加入したことにより、日本と同じWTO加入国として関連法案ではTRIPs協定第3条の国民待遇の精神を原則として採用している。これに関連して、台湾がWTOに加入する以前に完成されていた日本国民の著作で旧台湾著作権法の保護を受けていなかったものに関しては、新台湾著作権法第106-1から106-3条の遡及効果と過度期間に関する規定に注意する必要がある。

また、日本国民が台湾で特許の国際優先権を主張したい場合には1996年2月1日後、商標国際優先権は2002年1月1日後のものとし、且つ優先権期間に注意する必要がある（この点の詳細についてはカントリーレポートを参照されたい）。

以上